衛生管理計画(

エキス調味料製造業

始	VA)	
孙田	ハリ	

営業者							
営業所所在地						・実施する項目にチェックを入れてくだ	さい。
屋号						・実施方法が異なる場合は、「その他」	に記入してください。
食品衛生責任者						•実施が定期的の場合は、「定期的()」の()に頻度を
作成した日	年	月	日			記入してください。	

一般的衛生管理のポイント(毎日)

管理項目	実施方法							
官理項日	いつ(タイミング)	どのように	問題があったときはどうするか					
(1)原料・包材の受け入れの確認	□ 受入時 □ 保管時 □ その他()	□ 品名, ロット, 数量など注文したものと納品されたものが合っているか確認する。 □ 外観, におい, 包装の状態, 表示(期限, 保存方法など), 保管温度, 仕様, 規格書を確認してから保管する。 □ アレルゲンを含む原料は, 他の原料と混同しないよう特定の場所に保管する。	□ 汚れ、破損が確認された場合や、保管温度が守られなかった場合には状態を確認し、良品と分けて保管し、決められた方法に従って処理し、返品する。□ 異物が混入している場合には、除去する。					
		□ その他()	□ その他()					
(2)製造場の5S (整理・整頓・清掃・清潔・習慣)	□ 作業開始前 □ 作業終了後 □ その他()	□ 製造場の換気設備,金網,床,壁,排水溝などの清掃と保守を行う。 □ 製造場は,毎日,ゴミや汚れを除去して清潔に保つ。 □ 特に生ゴミは蓋つきの容器に保管し,作業終了後,指定の場所へ移す。 □ 製造場の器具,機器,設備,清掃用具などは,決められた場所に置く。 □ 床,配管,器具,機器,排水溝などは十分に洗浄する。 □ 整理,整頓し,衛生的にする。	□ 5S パトロールなどで問題を指摘された場合には、直ちに改善し、再発防止対策を実施する。					
		□ その他()	□ その他()					
(3)ねずみ・昆虫対策	□ 作業開始前 □ 作業終了後 □ その他()	□ ねずみ・昆虫などを誘引する植栽を避け、廃棄物、汚水がないよう整備する。 □ 製造場への出入り口や窓、排水溝はねずみ・昆虫などが侵入できないよう、ビニールカーテンや網を設置し、開放しないようにする。	□ ねずみ・昆虫などを発見した場合は、侵入場所、発生源を特定して、撤去し、清掃する。 □ 薬剤による駆除作業を行う場合は、定められた薬剤を使用し、食品・原料・器具等が直接暴露しないよう厳重に隔離する。 □ ねずみ・昆虫などの発生・侵入が拡大する可能性がある場合には、専門業者に相談する。					
	1		ロでの個(

(4)仮域・鉛会の月前よにはルガと体 ウェ上や	□ 作業開始前 □ 作業終了後 □ その他()	□ 製造に使用する機械や器具は、使用後速やかに清掃ったは洗浄し、清潔に保つ。 □ 機械・器具は、汚れの付着、部品の緩み、欠損、油漏れなどがないことを目視で確認する。 □ 部品の欠損がないことを目視で確認する。 □ その他(部品に欠損が見つかり、その部品が見つからない場合は、製品に混入していないか確認する。
	□ 作業開始前 □ その他()	□ 製造を行なう時の服とは異なる服, 靴, ゴム手袋を着用する。 □ 石鹸, 消毒用アルコール, ペーパータオルなどを補充する。 □ 水洗レバー, ドアノブなど, 手指が触れる場所を消毒する。 □ 手洗い設備を洗浄する。 □ 便器及び床面は, 専用洗剤を用いて, ブラシでこすり洗いした後, 流水で洗い流す。 □ 洗浄後, 消毒済みの箇所を汚染しないようにする。 □ 汚染の可能性がある場合は再度殺菌する。 □ 使用した器具は, 洗浄・乾燥し保管する。	- 	汚れがあれば,早急に清掃する。
			□ その他()) その他()
(6)従業員の健康管理・衛生管理	□ 作業開始前 □ トイレ後 □ 作業中 □ その他()	□ 従業員の健康状態(発熱,下痢,嘔吐,手指の傷等)を確認する。 □ 指定の作業服,帽子,ネット,手袋,靴及びマスクを正しく着用する。 □ 製造作業に無関係な物品を持ち込んでいないか確認する。 □ 必ず洗浄剤,消毒剤を使用し手を洗う。 □ 手拭きは、ペーパータオル、ジェットエアータオル等を使用する。	· - - - - - - - - -	制造作業に無関係な物品の持ち込みを確認した場合、物品を製造場から出し、破損や紛失がないかを確認する。
			こその他()	ᆙ	1 その他()
	□ 作業開始前 □ その他()	□ 色・濁り・臭い・味は毎日確認する。□ 井戸水を使用する場合は、毎日有効塩素濃度を測定する。□ その他(水に問題が発生した場合には, 原因を追究して改善する。 その他(
	□ 作業中 □ その他()	□ 廃棄物は適切な保管場所や保管コンテナに入れて、製品や原材料と接触しないよう管理する。 □ 保管場所やコンテナは、清潔に保つ。 □ 生ごみは、蓋つきの容器に入れて、作業に影響のない場所に保管する。 □ 排水が原材料や製品を汚染しないように、適切な場所は排水設備を備える。 □ 排水溝は清潔に保ち、水が流れることを確認する。	= -	廃棄物置場以外の場所に廃棄物が放置している場合は、早急に所定の場所へ移動する。 排水溝にゴミやつまりがあった場合は除去し、清潔に保つ。

一般的衛生管理のポイント(定期)

管理項目	実施方法						
自	いつ(タイミング)	どのように	問題があったときはどうするか				
(4)機械・器具の清掃または洗浄と保守・点検	□ 定期的() □ その他()	□ モニタリングに用いる機器(温度計,時計・タイマー, Brix 計等)及び工程検査のための機器は,点検を行う。	□ 校正又は修理・更新を行う。				
		□ その他()	□ その他()				
(7)-① 使用水の管理	□ 定期的() □ その他()	□ 使用する井戸水に関する衛生管理と対策について、保 健所等に相談する。 □ 井戸水を使用する場合は、年1回は水質検査を受ける。	□ 検査結果に問題が発生した場合には、原因を追究して 改善する。				
		□ その他()	□ その他()				
(7)-② 従業員の教育	□ 定期的() □ その他()	□ 以下の内容について朝礼,職場会議を活用し,従業員に周知する。 ・整理,整頓,清掃,清潔,習慣の実践 ・手洗いの励行 ・原材料の衛生的な取り扱い ・アレルゲン(特定原材料)の取り扱い ・食品衛生法,食品表示法等の改正内容 ・その他,衛生管理に必要な事項(クレーム,品質不良の状況など)	□ 衛生教育を実施する。 □ 衛生講習会に参加する。				
		□ その他()	□ その他()				
(7)-③ 回収・廃棄・情報の提供	□ 計画作成時 □ 食品衛生上の問題発 生時 □ その他	□ 緊急連絡網を作成し、緊急時に連絡がとれるようにしておく。 □ その他(□ 問題となった製品を迅速かつ適切に回収する。 □ 管轄する保健所等へ連絡する。 □ 回収された製品は、通常製品と明確に区別して保管し、保健所等の指示に従って適切に廃棄等をする。 □ その他(
1							

衛	生	管	玾	計	画	(

エキス調味料製造業

)	2
---	---

営業者					
営業所所在地					
屋号					
食品衛生責任者					
作成した日	年	月	日		

・実施する項目にチェックを入れてください。
・実施方法が異なる場合は、「その他」に記入してください。

重要管理のポイント

管理項目	実施方法					
旨 垤块口	いつ(タイミング)	どのように	問題があったときはどうするか			
(1) 加熱の温度と時間の管理	□ 加熱中 □ その他()	□ 75°C、1分間以上の加熱温度と時間を製品ごとに設定する。 □ タンク内の液温を、温度計とタイマーで確認する。	□ 加熱不足が発覚した場合には、再加熱または廃棄する。			
		□ その他()	□ その他()			
(2)濃縮時のBrix値の管理	□ 濃縮時 □ その他()	□ 水分活性が0.83以下となるように、製品ごとにBrix値を設定する。 □ 製品をサンプリングしてBrix値を測定し、濃縮が終点に達したことを確認する。 □ Brix計に付着した固形分などを除去してから、所定の温度で測る。	□ それでも終点に達しない場合には、所定の方法でBrix			
		□ その他()	□ その他()			